

# 工事注文書

令和 年 月 日

様

発注者と請負者は見積書、設計図に基づいて注文を結びます。

工事名称 \_\_\_\_\_

工事場所 \_\_\_\_\_

金額 ¥ \_\_\_\_\_ .—

(消費税 ¥ \_\_\_\_\_ .—含む)

工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

お支払方法 第一回 令和 年 月 日 ¥ \_\_\_\_\_ .— (振込 集金)

第二回 令和 年 月 日 ¥ \_\_\_\_\_ .— (振込 集金)

完成時 令和 年 月 日 ¥ \_\_\_\_\_ .— (振込 集金)

備考 \_\_\_\_\_

振込先 西日本シティ銀行 古賀支店 普通預金  
口座番号 0181002  
口座名義 株式会社 九総ホーム

\*お振込みの控えが領収書となりますので大切に保管してください。

発注者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

印

請負者 住所 福岡県古賀市筵内2150番地4

社名 株式会社 九総ホーム

代表者名 田中 信也

担当者名 \_\_\_\_\_

印

印

## 【クーリング・オフのお知らせ】

訪問販売又は電話勧誘販売でお申込(契約)された場合、本書面を受領した日を含む8日間は、書面により、無条件に売買契約又は役務提供契約の申込の撤回(当該契約が成立した場合は当該契約の解除)を行うこと(以下「クーリング・オフ」という)が出来ます。この場合、お申込者(注文者)は、損害賠償又は違約金を支払う必要はなく、既に支払った金銭は速やかにその全額の返還を受け、さらに、商品の引取りの費用を負担することはありません。また、契約に基づき提供された役務に相当する金銭を支払う必要はなく、その際、土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、無償で回復を請求できます。

但し、申込みが営業の為又は営業として行われた場合はクーリング・オフは出来ません。上記クーリング・オフの行使を妨げる為に当社が不実の事を告げたことによりお申込者(注文者)が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消の為の書面が交付され、その内容について説明を受けた日を含む8日間は、書面によりクーリング・オフすることが出来ます。

クーリング・オフの効力は、右記書面を発信した時(郵便消印日付)から生じます。右図のようにはがき等に必要事項をご記入の上、当社宛郵送してください。(簡易書留扱いが確実です)

切手

郵便番号

お申込者名(フリガナ)  
ご住所  
お電話番号

販売店住所  
販売店名  
行

申込書  
面受領日  
①販売店  
②販売店  
③販売店  
④商品の  
右記日付  
の申込み  
は撤回し  
又は  
解除します

〇年〇月〇日  
〇年〇月〇日

# 工事注文請書

令和 年 月 日

様

発注者と請負者は見積書、設計図に基づいて注文を結びます。

工事名称 \_\_\_\_\_

工事場所 \_\_\_\_\_

金額 ¥ \_\_\_\_\_ . —

(消費税 ¥ \_\_\_\_\_ . —含む)

工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

お支払方法 第一回 令和 年 月 日 ¥ \_\_\_\_\_ . — (振込 集金)

第二回 令和 年 月 日 ¥ \_\_\_\_\_ . — (振込 集金)

完成時 令和 年 月 日 ¥ \_\_\_\_\_ . — (振込 集金)

備考 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

振込先 西日本シティ銀行 古賀支店 普通預金  
口座番号 0181002  
口座名義 株式会社 九総ホーム

\*お振込みの控えが領収書となりますので大切に保管してください。

発注者 住所

氏名

印

請負者 住所 福岡県古賀市筵内2150番地4

社名 株式会社 九総ホーム

印

代表者名 田中 信也

担当者名

印

## 【クーリング・オフのお知らせ】

訪問販売又は電話勧誘販売でお申込(契約)された場合、本書面を受領した日を含む 8日間は、書面により、無条件に売買契約又は役務提供契約の申込の撤回(当該契約が成立した場合は当該契約の解除)を行うこと(以下「クーリング・オフ」という)が出来ます。

この場合、お申込者(注文者)は、損害賠償又は違約金を支払う必要はなく、既に支払った金銭は速やかにその全額の返還を受け、さらに、商品の引取りの費用を負担することはありません。また、契約に基づき提供された役務に相当する金銭を支払う必要はなく、その際、土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、無償で回復を請求できます。

但し、申込みが営業の為又は営業として行われた場合はクーリング・オフは出来ません。上記クーリング・オフの行使を妨げる為に当社が不実の事を告げたことによりお申込者(注文者)が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消の為の書面が交付され、その内容について説明を受けた日を含む8日間は、書面によりクーリング・オフすることが出来ます。

クーリング・オフの効力は、右記書面を発信した時(郵便消印日付)から生じます。右図のようにはがき等に必要事項をご記入の上、当社宛郵送してください。(簡易書留扱いが確実です)

切手

郵便番号

・ご住所  
お電話番号  
・ご契約者名(フリガナ)

販売店住所

販売店名

行

申込受領日  
○年○月○日  
①販売店住所  
○年○月○日  
②販売店電話番号  
③販売店住所  
④商品の引取り  
右記日付の申込みは撤回し又は解除します